# 情報処理教育センター専門委員会規程

昭和 60 年４月１日
施行

（設置）
第１条　愛知学院大学情報処理教育センター規程第５条に基づき情報処理教育センター（以下「センター」という。）に日進キャンパス及び名城公園キャンパス各々の専門委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

（委員会）
第２条　委員会は、所長、主任及び委員をもって構成する。

（委員）
第３条　委員は、センターを利用する本学専任教員の中から、運営委員会の議を経て、所長が委嘱する。
２　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（議長）
第４条　委員会の議長は、所長が当たる。
２　所長に事故あるときは、主任が代行する。

（審議事項）
第５条　委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
（１）　情報処理教育の実施に関する事項
（２）　センターの拡充及び改良に関する事項
（３）　その他センターの技術的運用及び講習会に関する事項

（招集）
第６条　所長は、必要と認めたとき、委員会を招集する。

（成立要件・議決要件）
第７条　委員会は、構成員の過半数の出席（委任状を含む）により成立し、出席者の過半数の賛同により審議を議決する。

（改正）
第８条　本規程の改正は、運営委員会の構成員の過半数の決議によるものとする。

附　則
本規程は、昭和 60 年４月１日より施行する。
本規程は、昭和 63 年４月１日より改正施行する。
本規程は、平成３年４月１日より改正施行する。
本規程は、平成 10 年４月１日より改正施行する。
本規程は、令和２年４月１日より改正施行する。
本規程は、令和３年４月１日より改正施行する。